

指定管理者制度の適用実施方針等に  
寄せられた意見及び回答

**〔袋井B & G海洋センターほか3施設〕**

令和5年5月  
袋井市

## 袋井B & G海洋センターほか3施設

- 1 施設名称 袋井B & G海洋センター、袋井体育センター、  
袋井市風見の丘、袋井市労働者福祉センター(サンライフ袋井)
- 2 意見募集期間 令和5年3月14日～3月24日
- 3 寄せられた意見数 2件(1人)
- 4 寄せられた意見とそれに対する回答

(1) 袋井市の指定管理者制度は県外市街市内問わず幅広く推奨しているものなのか。

指定管理制度については、善良なる管理者の注意をもって、施設を常に良好な状態に管理できることに加え、効果的、効率的な管理運営を行い、利用者へのサービス向上を図ることを目的としており、これらの目的の達成のため、市内外を問わず広く募集しています。

(2) 「袋井B & G海洋センターほか3施設\_指定管理管理者制度適用実施方針」の4ページ目、3 指定期間等の(2)「指定管理者に指定する施設は、袋井B & G海洋センターほか3施設一括指定とします。」について、個別の指定管理にしなかった理由を教えてください。

袋井B&G海洋センター、袋井体育センター及び袋井市労働者福祉センター(サンライフ袋井)は、各々の施設が隣接しており、袋井B&G海洋センターと同等のプール機能を有する袋井市風見の丘についても、近距離に位置しておりますことから、これらのエリアを一体と捉え、施設の平等な利用と安全・安心を確保し、サービスの向上や円滑かつ適切な運営、管理経費の削減など、より効果的かつ効率的な施設運営を図るため、一括指定としています。